

浜松市西部清掃工場更新事業について、令和7年2月26日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に準じて、事業契約の内容を公表します。

令和7年2月26日

浜松市長 中野 祐介

1 公共施設等の名称

浜松市西部清掃工場

2 公共施設等の立地

浜松市中央区篠原町 26098 番地の1

3 契約の相手方の商号又は名称

基本契約

JFE エンジニアリング株式会社名古屋支店

JFE 環境サービス株式会社

西松建設株式会社静岡営業所

須山建設株式会社

株式会社鈴木組

株式会社林工組

株式会社前島電気工業社

吉田化成株式会社

株式会社油研

株式会社トモノ

株式会社東亜環境コーポレーション

中部リサイクル株式会社

渡辺産業株式会社

新日本電工株式会社

メルテック株式会社

メルテックいわき株式会社

ツネイシカムテックス株式会社

エコサービスはままつ株式会社

設計建設工事請負契約

JFE エンジニアリング株式会社名古屋支店

管理運営委託契約

エコサービスはままつ株式会社

運搬に係る三者契約

エコサービスはままつ株式会社
株式会社油研
株式会社トモノ
株式会社東亜環境コーポレーション

資源化に係る三者契約

エコサービスはままつ株式会社
中部リサイクル株式会社
渡辺産業株式会社
新日本電工株式会社
メルテック株式会社
メルテックいわき株式会社
ツネイシカムテックス株式会社

4 公共施設等の整備等の内容

- (1) 設計・建設業務
- (2) 管理運営業務

5 契約期間

令和 7 年 2 月 26 日から令和 31 年 3 月 31 日まで
(設計・建設期間:令和 7 年 2 月 26 日から令和 11 年 3 月 31 日まで)
(管理運営期間:令和 11 年 4 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日まで)

6 契約金額

設計建設工事請負契約

39,892,600,000 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の金額 3,626,600,000円)

管理運営委託契約

25,535,400,000 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の金額 2,321,400,000円)

7 事業の継続が困難となった場合における措置及び契約終了時の措置に関する事項

事業の継続が困難になった場合における措置及び契約終了時の措置に関する事項は、以下のとおりである。

基本契約書

(管理運営業務の承継等)

第 13 条 SPCによる第9条第4項に定める義務履行が運営企業に起因して全うされないおそれ

を発注者が合理的に認めてSPCに要請した場合、当該運営企業を除く事業者は、当該後継企業候補者への業務の引継を書面で発注者に打診することができる。ただし、次の各号の定める事項が遵守されることを条件とする。

- (1) 後継企業候補者が入札説明書等の定める運営企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすこと。
- (2) 運営企業に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめることにつき、後継企業候補者から内諾を得ていること。
- (3) 前号に基づき内諾を得た後継企業候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を発注者に開示すること。

2 前項に基づく後継企業候補者への業務の引継の打診が管理運営契約又は基本契約を解除する前になされ、かつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、管理運営委託契約及び基本契約を解除しないことができる。ただし、次の各号に定める事項が遵守されることを条件とする。なお、発注者は、当該条件の成就のために必要な指示を事業者に行うことができ、事業者は、当該指示に従うものとする。

- (1) 発注者が当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めたこと。
- (2) 当該引継が法令その他発注者の定める諸規定に定めるところに従って許容されること。
- (3) 当該引継を承諾する旨の通知を発注者がSPCに対して行うこと。
- (4) 前号に基づく発注者の通知を受領したSPCが、運営企業及び後継企業候補者との間で、SPCと運営企業との間の既存契約上の運営企業の地位を後継企業候補者に承継させる契約その他必要な契約を締結すること。
- (5) 前号の契約の締結後直ちに、その写しが発注者に提出されること。

3 発注者が撤退事業者起因して三者契約又は管理運営委託契約(本項において「三者契約等」という。)を解除することができる場合(三者契約がその期間満了により終了することにより運搬業務又は資源化業務が履行不能となり管理運営委託契約を解除することができる場合を含む。)においてSPCに要請したときは、撤退事業者を除く事業者は、三者契約後継候補者への三者契約等に基づく業務の引継を書面で発注者に打診することができる。ただし、次の各号に定める事項が遵守されることを条件とする。

- (1) 三者契約後継候補者が入札説明書等の定める撤退事業者の備えるべき参加資格条件の全てを満たすこと。
- (2) 撤退事業者に代わって三者契約等に基づく業務の遂行につき、三者契約後継候補者から内諾を得ること。
- (3) 前号に基づき内諾を得た三者契約後継候補者の情報その他発注者が合理的に求める情報を発注者に開示すること。

4 前項に基づく三者契約後継候補者への三者契約等に基づく業務の引継の打診が三者契約等を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、発注者は、当該打診を発注者において検討する期間中、三者契約等をいずれも解除しないこと

ができる。ただし、次の各号に定める事項が遵守されることを条件とする。なお、発注者は、当該条件の成就のために必要な指示を事業者に行うことができ、事業者は、当該指示に従うものとする。

- (1) 発注者が当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めたこと。
- (2) 当該引継が法令その他発注者の定める諸規定に定めるところに従って許容されること。
- (3) 次のいずれかの発注者の選択に従い、事業者は、これに合理的な協力を尽くすものとする。
 - ① 三者契約等をいずれも解除せず、三者契約等の契約上の撤退事業者の地位を三者契約後継候補者に承継させること。
 - ② 三者契約等の全部又は一部を解除して解除した三者契約等に代わる三者契約等その他必要な契約を締結すること。

5 第9条第5項の定めにかかわらず、本対象物の性状及び分量が事業者提案に定める水準に達していないことその他何らかの理由により資源化企業が事業者提案に基づく資源化業務を資源化に係る三者契約等に定めるところに従って遂行することができないこと又はその蓋然性が認められる場合(疑義を避けるため、この場合には、発注者の資源化に係る三者契約等の解除権が発生し得ることを確認する。)において発注者が請求したときは、運営企業及びSPCは、資源化に係る三者契約等に関し、三者契約後継候補者を探索する義務を負い、当該三者契約後継候補者をして資源化業務を前項第2号及び第3号に定める事項を遵守して遂行せしめなければならない。なお、発注者は、この場合に必要な指示を事業者に行うことができ、事業者は、当該指示に従うものとする。

6 前各項の適用がある場合、事業者は、発注者に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して発注者に補償するものとする。

(契約の終了)

第 14 条 設計建設工事請負契約の締結について議会の議決を得たときに、特定事業契約は本契約としての効力を生じ、運営期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、特定事業契約の各規定は、履行が完了された規定を除き、発注者及び事業者を法的に拘束するものとする。事業者は、SPCをして、運営期間終了後の引継ぎ時において発注者の定める要求する水準を満足する状態で本施設を発注者又はその指定する第三者に引継ぐものとする。なお、事業者は、運営期間終了後の措置については、運営期間の15年目に発注者との協議を開始しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、基本契約以外の特定事業契約の全てが終了した日限り基本契約は終了するものとする。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の第12条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 特定事業契約に関して、事業者の全部又は一部が次のいずれかに該当する場合
 - ① 本事業の入札手続に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭

和 22 年法律第 54 号。本号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(本号において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が構成企業のいずれか又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体(本号において「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業の入札手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に本事業の入札手続(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ④ 構成企業(その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 74 号)による改正前の刑法第 96 条の3(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(2) 事業者の全部又は一部が次のいずれかに該当する場合

- ① 役員等(その法人の役員、その支店又は常時当該契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本項において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下本項において同じ。)であると認められるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認めら

れるとき。

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 構成企業のいずれかが、①から⑤までのいずれかに該当する者を再委託契約、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)に、発注者が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。

(3) 事業者が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(4) 締結している基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の第12条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 発注者が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 締結している基本契約以外の特定事業契約が事業者より解除された場合

5 前各項の規定にかかわらず、基本契約の終了後も、第12条、第13条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。

6 第2項又は第3項の規定その他の事由により、基本契約が解除され、その効力を失ったときは、他の特定事業契約も全て当然にその効力を失う。

7 基本契約以外の特定事業契約が解除され、その効力を失った場合における他の特定事業契約の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 設計建設工事請負契約 設計建設工事請負契約につき解除権を行使した発注者又は受注者は、基本契約を解除することができる。

(2) 管理運営委託契約 運搬に係る三者契約及び資源化に係る三者契約は当然にその効力を失うほか、管理運営委託契約につき解除権を行使した発注者又は受注者は、基本契約を解除することができる。

(3) 運搬に係る三者契約及び資源化に係る三者契約 管理運営委託契約に基づき管理運営

委託契約を解除する場合を除き、他の特定事業契約の効力に影響しない。

8 発注者は、基本契約以外の特定事業契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号のいずれかに該当する当該特定事業契約の相手方であるSPC又は構成企業に対し、当該特定事業契約が定める違約金を請求することができるものとし、当該相手方であるSPC又は構成企業及び当該各号のいずれかに該当しない当該特定事業契約の各契約当事者であるSPC及び構成員は、発注者に対し、当該違約金支払債務を連帯して負担する。この場合において、当該各号のいずれかに該当する当該特定事業契約について契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって当該違約金に充当することができる。

(1) 当該相手方であるSPC又は構成企業が当該特定事業契約の債務の履行を拒否し、又は、当該相手方であるSPC又は構成企業の責めに帰すべき事由によって当該特定事業契約の債務について履行不能となった場合

(2) 次に掲げる者のいずれかが当該特定事業契約を解除した場合

- ① 当該相手方であるSPC又は構成企業について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- ② 当該相手方であるSPC又は構成企業について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- ③ 当該相手方であるSPC又は構成企業について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

設計建設工事請負契約

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく設計に着手しないとき、又は、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

- (4) 正当な理由なく、第 42 条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 45 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行(成果物の引渡しその他工事の設計を含む。)を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。なお、成果物の引渡しその他工事の設計が完了していることは、本号の適用を妨げない。
- (6) 成果物、工事目的物その他この契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合(事業者提案に定める設計図書の納期を徒過したことにより工期内に工事が完成しないことが見込まれる場合を含む。)において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当したとき。

イ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。本号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(本号において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(本号において「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、

この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)による改正前の刑法第96条の3(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(9) 前号に定めるものを除くほか、受注者又はその代理人若しくはその使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(11) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(12) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時当該契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(13) 発注者が基本契約を解除したとき(基本契約第 14 条第6項の規定により発注者が解除したとみなされる場合を含む。)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 46 条 第 44 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約の解除の通知)

第 46 条の2 発注者は、第 43 条から第 45 条までの規定によりこの契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書により、受注者に通知するものとする。

(受注者の催告による解除権)

第 47 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 48 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定により要求水準書等、事業者提案又は設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による工事の設計、施工その他この契約の履行の中止期間が工期の 10 分の5(工期の 10 分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者の責めに帰すべき事由により受注者が基本契約を解除したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 49 条 第 47 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 50 条 発注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合においては、成果物又は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた成果物又は出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第 35 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第 38 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額又は中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結日の法定率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 43 条、第 47 条又は第 48 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が全ての工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 44 条、第 45 条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第 43 条、第 47 条又は第 48 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものと

し、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 全ての工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

管理運営委託契約

(この契約の終了)

第 32 条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 履行期間の満了日

(2) 発注者又は受注者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第 33 条 受注者は、この契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、要求水準書等及び事業者提案に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の業務の引継ぎ等にあたり、受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、本施設の円滑な管理運営に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を履行期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の実施に必要な図書等を引き渡すものとする。なお、かかる教育指導計画書及び受注者が引き渡すべき図書等は、受注者が予め作成し、発注者の承諾を得なければならない。

3 前各項に基づく業務の引継ぎその他この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、発注者及び受注者の協議により決定されるものとし、かかる協議は履行期間の15年目に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、受注者は、発注者に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(発注者の解除権等)

第 35 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当の期間を定めてその履行その他の是正(本条及び次条において「履行等」という。)を求める旨の催告をし、その期間内に履行等がないときは、この契約の全部又は一部を直ちに解除することができる(ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。)。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償

を請求することができない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が業務の実施その他この契約の履行に関し、要求水準書等又は事業者提案に履行期限の定めがある場合において、当該履行期限までにこれを終了しないとき又は終了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第23条の業務の履行責任が果たされず又は第34条第4項の請求に応じないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 受注者又はその代理人若しくは使用人が発注者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、発注者が相当期間を定めて是正勧告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 民法第542条に該当するとき。
- (2) 第36条又は第37条によらないで受注者からこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 受注者が第38条第1項の規定に違反し、第三者に委託料に係る債権を譲渡し、承継し、又は担保に供したとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当するとき。
- (5) 第15条による各業務に係る実施状況並びに本施設の管理運営の状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙1記載のモニタリング実施要領等の定めるところに従ってこの契約を解除することができるとき。
- (6) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (7) この契約に関して、受注者が基本契約第14条第3項第1号に定めるいずれかに該当するとき。
- (8) 受注者が基本契約第14条第3項第2号に定めるいずれかに該当するとき。
- (9) 発注者が基本契約を解除したとき(基本契約第14条第6項の規定により発注者が解除したとみなされる場合を含む。)

3 発注者は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただ

し、基本契約第 14 条第 3 項の定めるところに従って発注者が基本契約を解除した場合(基本契約第 14 条第 6 項に基づき発注者が基本契約を解除したとみなされる場合を含む。)その他この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者に責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、運営委託料を 20 で除した額の 10 分の 1(第 2 項第 7 号に該当する場合は、10 分の 2 とする。)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この場合(次項の規定により本項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。なお、発注者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、受注者は、直ちに、その超える金額を発注者に支払わなければならない。また、第 2 号に該当する場合(次項に基づき同号に該当する場合とみなす場合を含む。)、本項に基づく受注者の支払債務を基本契約第 14 条第 8 項の定めるところに従って他の事業者も連帯して負担することを確認する。

(1) 第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

6 第 4 項の場合(第 2 項第 6 号又は第 8 号の規定により、この契約が解除された場合を除き、前項の規定により第 4 項第 2 号に該当するものとみなされる場合を含む。)において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 4 項の違約金に充当することができる。

7 発注者は、この契約の終了後に第 4 項の違約金及び賠償金を請求する場合において、受注者が既に解散しているときは、代表企業又は受注者の株主であった者に対して当該賠償金の支払を請求するものとする。この場合において、代表企業及び受注者の株主であった者は、共同連帯して当該違約金及び賠償金を支払う責任を負うものとする。

8 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権等)

第 36 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行等の催告をし、その期間内に履行等がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であ

るときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約の全部を解除することができるものとする。

(1) 発注者が正当な理由なくこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後30日以内に当該違反を是正しない場合

(2) 発注者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合

(3) 発注者の責めに帰すべき事由により受注者が基本契約を解除したとき。

3 受注者は、前各項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、この契約以外の特定事業契約に基づき発注者から損害を賠償された場合はこの限りでない。

4 前各項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前各項の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第37条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生又は法令変更により、業務の実施が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。